

一般粉じん発生施設一覧

(大気汚染防止法施行令別表第2)

1	コークス炉	原料処理能力が一日当たり五〇トン以上であること。
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積が一、〇〇〇平方メートル以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が七五センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が〇・〇三立方メートル以上であること。
4	破砕機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が七五キロワット以上であること。
5	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が一五キロワット以上であること。